

\* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ（<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/saitama/SpTop.html>）にてご確認ください。  
また、掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

議案第171号から173号、175号、176号、178号から183号、185号、186号、194号、225号について、いずれも委員長報告に賛成の立場から、また、議案第230号については、原案に賛成の立場から討論いたします。

なお、都合により議案番号が前後することも申し添えます。

最初に、補正予算議案について申し上げます。

議案第171号についてです。

これまで私たちの会派でも要望してきた、「市立特別支援学校開校に向けた基本計画策定」や「国内初のペロブスカイト太陽電池の導入」が盛り込まれたことを評価します。また、令和9年開催予定のさいたま国際芸術祭について、これまでの開催実績を踏まえて、本市の強みを生かした取り組みとなることを期待します。

公共施設のLED化の前倒し実施は、省エネルギーとCO<sub>2</sub>削減の観点から妥当である一方、民間施設との公平性への配慮を求めます。

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備については、入札不調への対応として方式変更を行ったものと理解しつつ、民間活力の活用が進む中でも、適切なチェック体制の確保が重要であることを申し添えます。

議案第225号は、先日成立した国の補正予算を受けて、いち早く計上されたものであり、物価高騰に対する市民、事業者の負担軽減策を中心とするものです。

市民アプリ活用事業は、プレミアム付デジタル商品券を不正なく市民に限定して届けるとともに、迅速かつ低コストで実施できる点から見ても妥当と考えます。

障害・高齢・児童・母子施設、病院等への事業継続に向けた支援金給付も現下の状況を踏まえれば必要なものです。一方で、給付が政策目的や効果の不明確な支援にとどまることのないよう、省エネ・省人・省力化や業務効率化など施設運営の持続可能性を高める視点を踏まえた制度設計とするべきであると申し添えます。

また、農業経営支援・中小企業支援事業は、後継者不足や厳しい経営環境の中、省人・省力化、業務効率化を促す取組として評価できます。

議案第172号および第173号は、子ども・子育て支援金賦課に伴うシステム改修に要する費用。議案第175号は、大宮駅西口都市改造事業工事の平準化を図るための債務負担行為の設定であり、いずれも妥当なものです。

続いて、条例議案について申し上げます。

議案第186号は高校授業料無償化にむけて、市外生の授業料等について、所要の改正を行うものです。

これまでも市内生と市外生とで授業料や入学金については差をもうけており、それは市立高校が市税で設置・運営・維持管理がされている施設であり受益者負担の考え方によるものです。

市外生は入学金が現状よりも増えますが、3年間の合計では、今までの市内生と市外生の差額より減ることも確認できました。また、住民税非課税世帯や家計急変世帯など、収入条件に応じて入学金の減免措置が講じられることから、広く高校教育が行き渡る環境が確保されていると評価できます。

さいたま市立高校は、それぞれが独自の特色を打ち出し、県内でも人気校となっています。これからも選ばれる学校として教育内容及び教育環境のさらなる充実を図っていただくことを申し添えます。

議案第194号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政代執行により、産業廃棄物焼却施設の解体工事について請負契約を行うものです。本議案は、生活環境の保全上の支障が生じるおそれを除去するためのものであり、当該手続を確実に進める上で必要な議案であると判断しました。

議案第183号は、市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職職員給与の改定を図るものです。

労働三権の一定の制約をうける地方公務員において、その代替として人事委員会勧告は重要です。現下の物価高騰に対応する給与等の引き上げは時宜を得たものであり、職員団体との合意も得ています。

通勤手当の一部用途について疑問視する意見もありますが、そうであれば運用面での配慮で対応すべきであり、条例案全体の否決は「角を矯めて牛を殺す」ことになるのでは、と考えます。

議案第185号は、いわゆる給特法の一部改正を踏まえたものです。

今回の改正では月額給与については若年層に重点を置いた引き上げを行うとともに、担任や管理職に対する加算も実施されています。またそもそも教職調整額については教員の自発的な取組を含め、勤務時間の内外を評価するもので、教員の確保に対応するためにも必要なものと考えます。

処遇改善は、教員の確保・離職防止に直結し、ひいては子どもたちへの教育の質にも影響する重要な事項です。さいたま市の未来を見据え、教員の働き方改革についても、さらに進めていただくことを申し添えます。

議案第181号及び第182号は、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給月数について、3.50月分へと変更を図るものです。

これらは第三者機関である報酬審議会答申にそった内容であり、現下の経済情勢等を適切に考慮した専門的見地からの判断として重く受け止めるべきです。

議案第230号は、市長給与及び地域手当の一部減額を図るものです。本件は与野まちづくり事務所の不適正事務処理に関する第三者委員会の報告を踏まえ、市を統括する最高責任者であり、かつ政治家である市長が自らの責任を果たすためにおこなうものとして、了とするものです。

なお、再発防止策の徹底と効果検証も含めて、しっかり取り組むべきことを申し添えます。

以上で、立憲民主・無所属の会さいたま市議団の討論と致します。

※青字部分は、討論を行わなかった議案のため議事録には記載されないが、ここでは会派の考えとして記載するものです。